

平成 26 年 9 月 29 日

第 109 回社会保障審議会介護給付費分科会における意見書

日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)

日本福祉用具・生活支援用具協会（以下 JASPA という）は、福祉用具の製造事業者を中心に流通及び関連事業者で構成されている協会です。2003 年 4 月に設立されました。JASPA では、福祉用具の JIS 規格原案の策定をはじめ、福祉用具についてより安全な製品を開発する仕組みづくりを行うなど、利用者にとって真に役立つ福祉用具を供給するための活動を行っております。

次期の介護報酬の見直しに当たっての JASPA としての意見・要望は次のとおりです。

1. 【介護負担軽減のための積極的な福祉用具の導入】

少子高齢化が進行する中で、介護従事者の確保を進めることは、重要な課題です。福祉用具は、介護従事者の負担を軽減し、介護の効率化や労働環境の改善に寄与するとともに、介護される方々の QOL を高める上でも有効な手段となっています。

このため、JASPA では施設・在宅介護において介護者の腰痛予防と安全安心な移乗のために、介護リフト等移乗機器を積極的に利用するよう、テクノエイド協会や各都道府県の介護実習普及センターと連携し研修会や啓発活動を行っております。厚生労働省においても移乗機器の「助成金制度」や「腰痛予防対策講習会」が実施されています。

これらに加えて移乗機器等必要な福祉用具の導入を促進するため、福祉用具を活用する介護施設を評価する介護報酬上のインセンティブの導入を検討していただきたい。

また、新たな福祉用具・介護機器の開発や普及の取組みが行われていますが、在宅介護の維持・拡大を図り、利用者の利便を向上させるため、引き続き、福祉用具貸与・販売サービスの適用範囲の拡大の検討をお願いしたい。

2. 【福祉用具の安全使用のための更なる啓発活動】

現在、介護保険対象種目になっている福祉用具は、消費生活用製品になっており、平成 19 年の消費生活用製品安全法（以下消安法という）の改正により、製造事業者及び輸入事業者が自社製品の重大事故情報を入手した場合、10 日以内に消費者庁に報告するよう義務付けられています。

改正消安法の施行後、介護保険対象種目の福祉用具に係る重大事故が報告されました。施行当初の原因をみますと、誤使用や原因不明によるものが少なくありませんでした。JASPA では関係団体と連携し福祉用具の適正な使用に関する注意喚起を実施するとともに、ハード面の対応として、主要な福祉用具対象種目の JIS 規格原案の策定を行ってまいりました。

加えて老健局振興課から安全確保のための注意喚起に関する事務連絡を都道府県に発出していただいたことで、現場の対応意識が一層高まりました。このような一連の活動の結果、最近では福祉用具の重大事故が減少していると認識しております。

現在、ロボット介護機器の開発を促進し、施設・在宅介護に導入するという施策が、厚生労働省及び経済産業省で推進されています。JASPA ではロボット介護機器のハード面の対策として、重点開発分野のうち 5 品目の標準化の検討に取り組んでおります。

福祉用具は、利用者に認知症の方が増えたり、独居や老老介護が増加したりすることなどから、今後、事故発生リスクの高まりが予想されます。このような利用環境の変化に対し JASPA は、安全な利用のための「フィッティング」や注意喚起等の啓発活動を強化していく所存ですので、引き続き関係者に対してのご指導をお願いしたい。

3. 【新サービスへの福祉用具導入促進について】

第 103 回介護給付費分科会（平成 26 年 6 月 25 日）において、現行の支給限度額の設定時になかった新サービス（①定期巡回・随時対応サービス②複合型サービス③小規模多機能型居宅介護）の基本サービス費と区分支給基準限度額との差は小さく、これらの新サービスと他のサービスを組み合わせることが困難であるという指摘がありました。特に重度の要介護者には、福祉用具貸与は新サービスとセットで利用されているのが一般的であります。利用者の QOL 向上と新サービスの普及のため、福祉用具が活用できるよう区分支給限度基準額の見直しを行っていただきたい。

4. 以下は、介護給付費分科会で要望すべき意見ではありませんが、福祉用具製造事業者を取り巻く厳しい状況を委員の皆様にご理解いただきたいと存じます。

現在、介護保険対象種目である「特殊寝台」「車いす」等は、消費税非課税の身体障害者用物品です。しかし、身体障害者用物品の製造事業者（以下製造事業者という）が、仕入先に支払っている仮払い消費税は、「控除対象外消費税」（いわゆる損税）として製造事業者が負担しております。平成 26 年 4 月に消費税率が 8%に引き上げられましたが、さらに平成 27 年 10 月に 10%に引き上げられることが予定されており、この消費税率改定による経営への影響は極めて大きいと見込んでおります。このため、関係機関に負担軽減を要望しているところです。

以上

JASPA移乗関連研修協力先一覧

	都道府県 介護実習普及センター等	テクノエイド協会等 福祉用具関連団体	医療・介護関連団体	大学・専門学校、 医療機関他
22年度	33	13	—	1
23年度	28	7	—	1
24年度	19	13	2	1
25年度	30	15	2	6
26年度	5	4	5	—

※26年度は8月末時点での実績

一協力内容一

【都道府県介護実習普及センター等】

都道府県の、介護実習普及センター主催の「福祉用具プランナー研修」、福祉用具相談窓口等が主催の「福祉用具・住宅改修研修会」において、介護リフト・移乗用具実習時の操作指導等を行っている。

【テクノエイド協会等福祉用具関連団体】

テクノエイド協会主催の「福祉用具プランナー研修」において、介護リフト・移乗用具の操作指導を行っている。また、福祉用具関連団体の福祉用具研修にも実習協力をしている。

福祉用具のJIS規格

資料2

JIS規格制定済み		JIS規格制定予定	JIS規格検討中
手動車いす	ベッド用テーブル	体位変換用具	いす式階段昇降機
電動車いす	リフト	多点つえ	
ハンドル形電動車いす	在宅用床ずれ防止用具	車いす付属品	
在宅電動介護用ベッド	補高便座	車いす座位変換機能	
スロープ	電動立ち上がり補助いす	据置形手すり	
ポータブルトイレ	家庭用段差解消機	シルバーカー	
歩行車	病院手動ギヤッチベッド		
歩行器	和洋変換便座		
入浴用いす	義手義足・義肢		
入浴台	ストマ		
浴室内及び浴槽内すのこ	木製松葉づえ		
浴槽内いす	収尿器		
エルボクラッチ	移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法		